

工場立地法に基づく 特定工場届出の手引

令和3年2月

下関市 産業振興部
産業立地・就業支援課

目 次

1.	はじめに	
	下関市工場立地法地域準則条例のポイント	1
2.	届出のフロー	2
3.	工場立地法の概要	
	(1) 目的	3
	(2) 用語の定義とポイント	3
	① 特定工場	3
	② 敷地面積	3
	③ 建築面積	4
	④ 生産施設	4
	⑤ 緑地	4
	⑥ 環境施設	7
	⑦ 緑地以外の環境施設	7
	⑧ 環境施設の配置	9
	⑨ 生産施設面積率の割合	10
4.	届出が必要な場合	
	(1) 新設	11
	(2) 変更	11
	(3) 廃止	11
5.	届出が不要ない場合	11
6.	届出の時期	
	(1) 実施の制限	12
	(2) 工事着手について	12
7.	届出の書類	
	(1) 届出書類一覧表	13
	(2) 届出のあて先及び部数	13

1. はじめに

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場または事業所（特定工場）の生産施設や緑地等の面積等について基準が定められています。このことから、特定工場を新設・届出内容を変更しようとする場合は工場立地法に基づく届出を下関市にすることが必要となります。

また、平成24年4月の工場立地法の一部改正により、市が地域に即した基準となる工場立地法地域準則条例を制定することができるようになったことから、国の公表している区域ごとの緑地面積率等に基づき下関市独自の基準となる下関市工場立地法地域準則条例を定めました。

■下関市工場立地法地域準則条例のポイント

製造業等に係る工場又は事業場であって、一の団地内における敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上であるものは、当該工場等の敷地の面積に対する緑地の面積及び環境施設の面積を区域毎に定められた率以上設けなくてはなりません。

以下は、下関工場立地法地域準則条例として定めている率です。

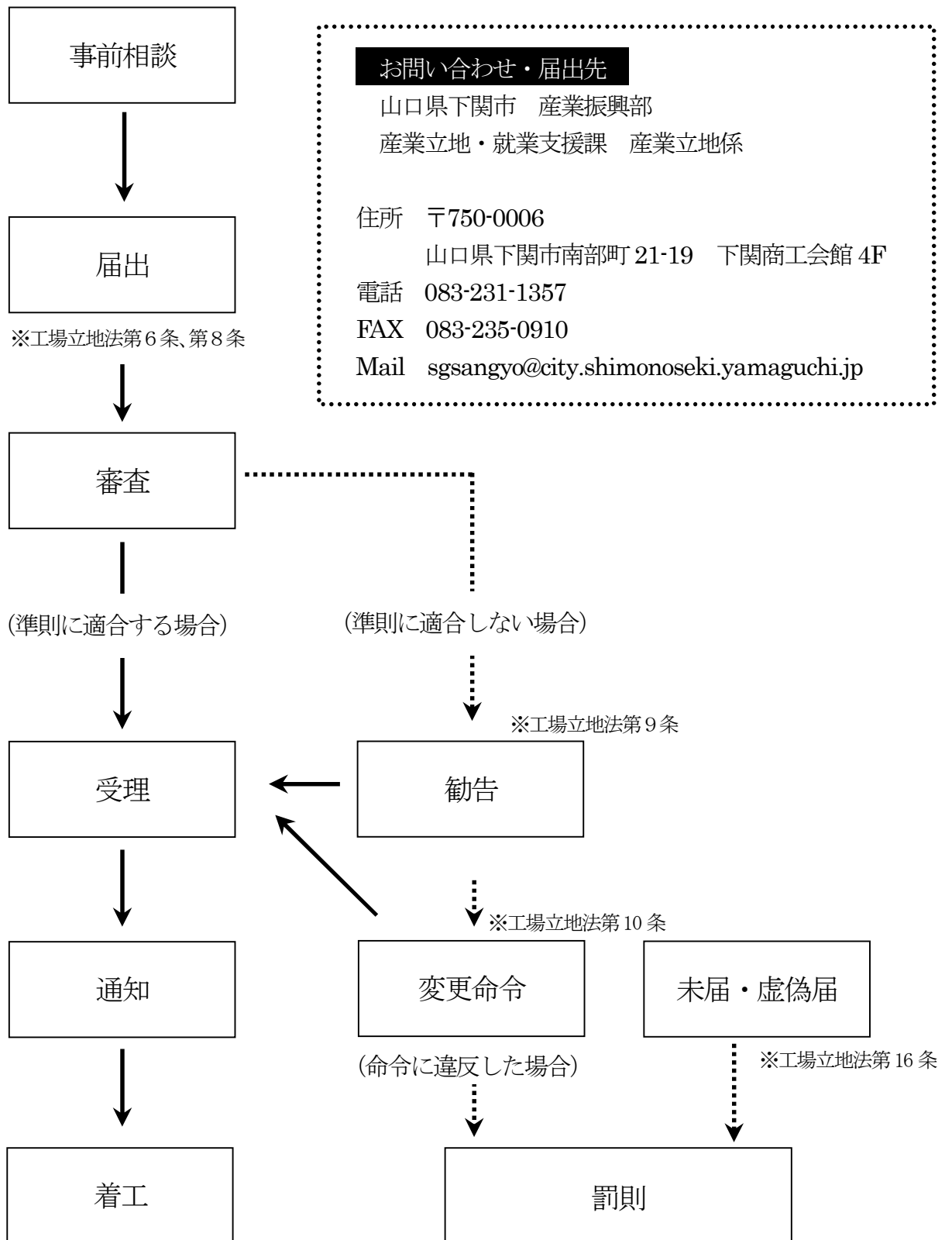
なお、区域の設定については都市計画法によります。

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
住居・商業系の地域	30%以上	35%以上	50%以下
準工業地域	10%以上	15%以上	
工業地域 ・工業専用地域	5%以上	10%以上	
市街化区域 以外の区域	5%以上	10%以上	

昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事を実施していた工場等において、生産施設の面積の変更等が行われるときの緑地面積率等の算定は、下関市工場立地法地域準則条例附則第2項に掲げる式により行います。

2. 届出のフロー (工場立地法第6条)

製造業等に係る工場又は事業場であって、一の団地内における敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m²以上であるもの(以下「特定工場」という。)の新設又は変更をしようとする者は、市長に届け出なければなりません。



※工場立地法第16条他

3. 工場立地法の概要

(1) 目的（工場立地法第1条）

「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的」として定められた法律です。

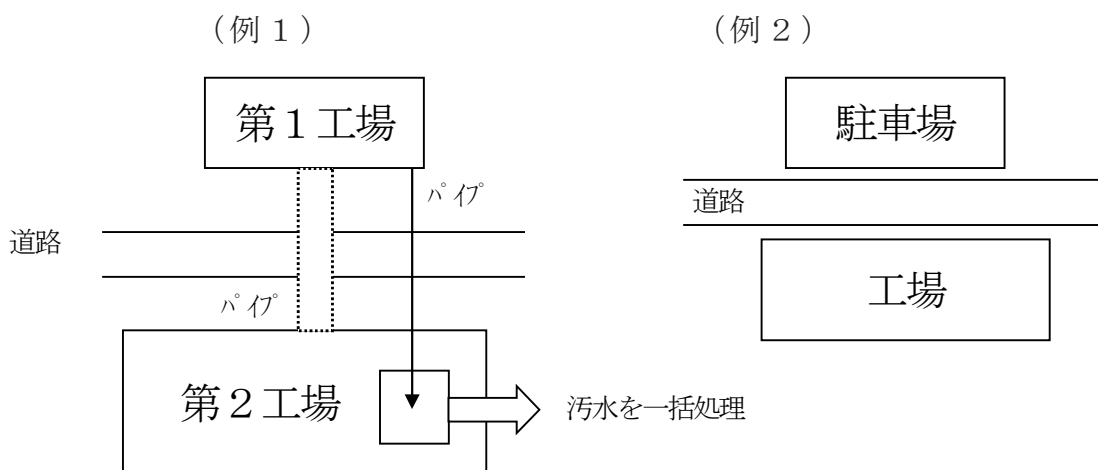
(2) 用語の定義とポイント

① 特定工場（工場立地法第6条、工場立地法施行令第1条・同施行令第2条）

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）、ガス供給業、熱供給業に係る工場又は事業場であって、一の団地内における敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の規模のものが対象となります。

② 敷地面積

- (i) 工場等の用に供する土地の全面積をいい、賃貸借用地も含まれます。
- (ii) 一の団地とは、連続した一区画内の土地をいいますが、道路や鉄道等により分断されている場合においても管理運営上や生産機能上、密接な関係があり一体をなしているとみなす場合は、一の団地とし敷地面積に合算します。



- (iii) 関係会社や下請会社等に土地を貸している場合は、敷地面積から除外され、貸し付けた部分は関係会社等の敷地面積となります。
- (iv) 社員用の駐車場や、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地も敷地面積に含まれます。
- (v) 敷地外に設置する社宅や寮等の生産に直接関係しない部分は敷地面積には含まれません。

③ 建築面積

- (i) 建築物の水平投影面積をいい、延べ床面積ではありません。
- (ii) 建築面積の定義は、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定と概ね同義となり、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分です。
- (iii) 貯蔵タンクや屋外プラント等は工作物であっても、建築物とはなりません。

④ 生産施設（工場立地法施行規則第2条）

(i) 生産施設の定義

製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置される建築物及び建築物の屋外に設置されるものです。

(ii) 生産施設に該当しない主な施設

(ア) 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物

(イ) 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場若しくはタンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設

ただし、半製品又は中間製品のタンクや倉庫で製造工程の区画内にあるものは生産施設になります。

(ウ) 出荷輸送関連施設等で倉庫等に付随して最終製品を出荷するための施設や屋外ベルトコンベア、輸送用配管等

(エ) 独立して製品の技術開発を目的とした試験研究を行う検査所又は試験室

(オ) 自工場における排出物を処理するための施設

(カ) 屋外の作業場

ただし、生産の用に供する機械又は装置（クレーン等）は生産施設となります。

⑤ 緑地（工場立地法施行規則第3条）

(i) 緑地の定義

緑地は、以下に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）です。

(ア) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

(イ) 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(ii) 緑地として認められるもの

(ア) 地面や建築物の屋上、壁面等に固定されており、容易に移設することができないもの

- (イ) 定期的に整枝・剪定等の手入れを行い、工場等の周辺地域の生活環境を損なうものでないこと
- (ウ) 花壇及び苗木床又はいわゆる雑草地（コケを含む）であって、植生、美観の観点から良好な状態に維持管理されているもので10㎡を超えるもの

(iii) 緑地として認められないもの
野菜畑、温室、ビニールハウス

(iv) 植栽の方法

(ア) 平均的に植栽する場合

区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければなりません。

(イ) 平均的に植栽しない場合

まとめて植栽する場合は、裸地の部分を除いて、残りの植栽部分を実質的に区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければなりません。

(ウ) 平均的に植栽しているものの全体を緑地とはみなさない場合

区画された土地等に平均的に植栽しているものの（樹木を区画の四隅にのみ植栽している等）、樹木を適当な間隔で植栽していない場合は、区画された土地又は建築物屋上等緑化施設の全体を緑地とはみなさず、単独の樹木として取り扱います。

(v) 緑地面積の測定方法

(ア) 平均的に植栽する場合

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で柵、へい、ブロック等により区画されているものについては当該区画された面積となります。

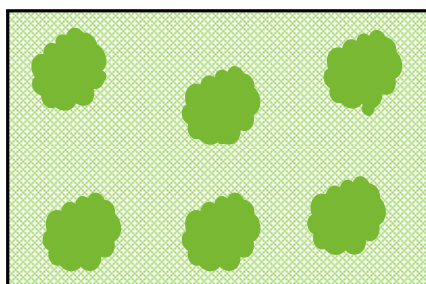
(イ) 区画されていない場合

樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で柵、へい、ブロック等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積となります。

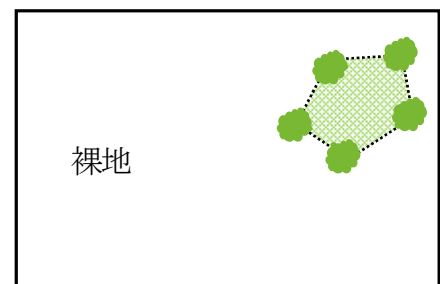
緑地とみなす面積



(ア) の例



(イ) の例



柵やブロック等で区画された土地

(ウ) 平均的に植栽しているものの、全体を緑地とはみなさない場合

単独の樹木として取り扱い、当該樹木の樹冠の水平投影面積の合計を緑地面積とします。

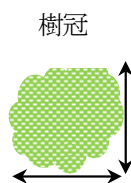
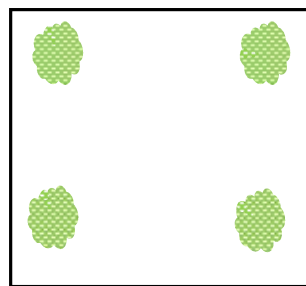
(エ) 一列に並木状に植栽されている場合

一列の並木状の樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で柵、へい、ブロック等により区画されていないものについては、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1メートルを乗じた面積とします。

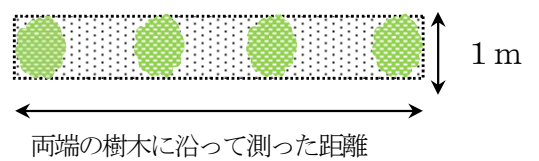
緑地とみなす面積



(ウ) の例



(エ) の例



柵やブロック等で区画された土地

(オ) 緑地以外の環境施設が樹林地で囲まれている場合

緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の2倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号に適合する場合は、緑地以外の環境施設も緑地の面積として測定します。

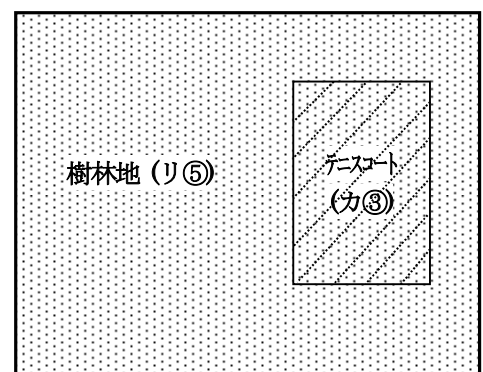
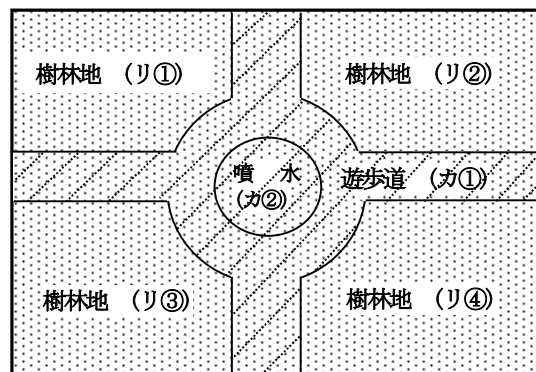
緑地とみなす面積



(オ) の例

$$リ①+リ②+リ③+リ④ \geq 2 \times (カ①+カ②)$$

$$リ⑤ \geq 2 \times カ③$$

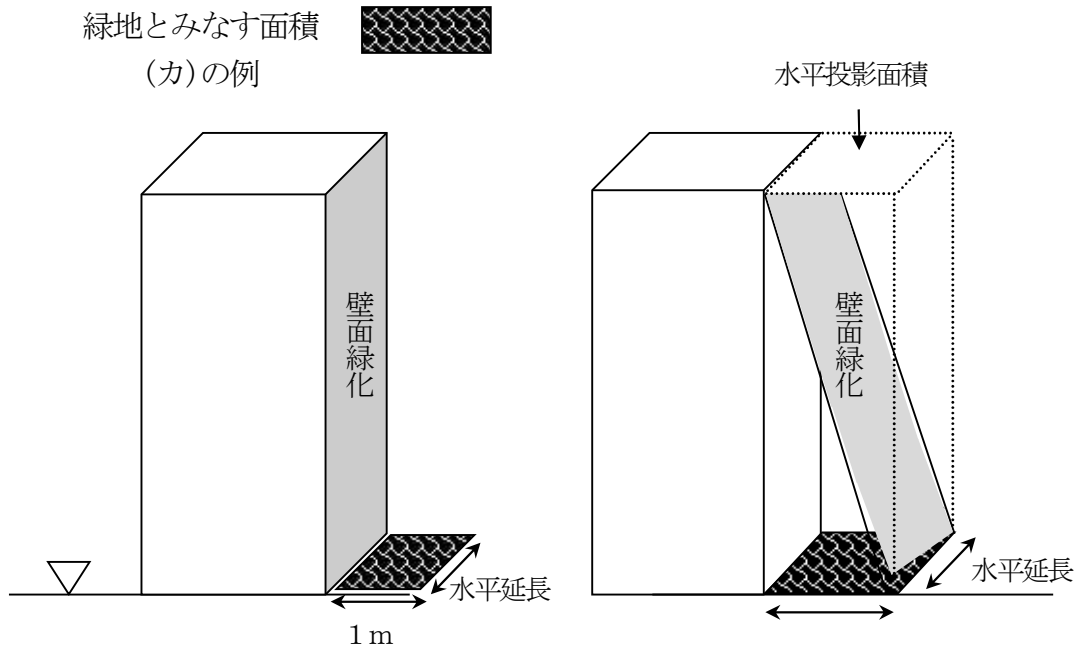


リ・・・緑地

カ・・・環境施設

(カ) 壁面緑化の場合

建築物その他の施設の直立している部分において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1メートルを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積となります。



(キ) 重複する緑地の面積の敷地面積に対する割合

緑地面積率の算定において、「『緑地』以外の環境施設」以外の施設又は太陽光発電施設（屋上、壁面に設置されるものを除く）と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設への緑地については、敷地面積に下関市工場立地法地域準則で定める緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50までは算入することができます。

- (a) 「『緑地』以外の環境施設」以外の施設とは、建築物等の外部に設置されているパイプライン等の生産施設や、藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合や緑化ブロック等の駐車場のことです。
- (b) 建築物屋上等緑化施設への緑地とは、屋上及び壁面への緑化のことです。
- (c) この場合の緑地面積率とは、下関市工場立地法地域準則条例第3条に規定する「緑地の面積の敷地面積に対する割合」のことです。

(例) 工業地域・工業専用地域の「緑地の面積の敷地面積に対する割合」は5%であることから、重複緑地算入率50%を乗じた結果の2.5%まで算入可能となります。

⑥ 環境施設

環境施設とは、「緑地」と「緑地以外の環境施設」のことであるので緑地は全て環境施設の一部となります。

⑦ 緑地以外の環境施設（工場立地法施行規則第4条）

- (i) 緑地以外の環境施設の定義

以下に掲げる土地又は施設に設けられるもので、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものです。

(ア)次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

- ・噴水、水流、池その他の修景施設
- ・屋外運動場
- ・広場
- ・屋内運動施設
- ・教養文化施設
- ・雨水浸透施設
- ・太陽光発電施設
- ・上記以外の施設で、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

(イ)太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他壁面等の屋外に設置しているもの

(ii)緑地以外の環境施設の判断基準

以下の4つのうち、1つを満たす場合です。

- ・オープンスペースであり、かつ美観等の面で公園的に整備されていること。
- ・一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。
- ・災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進されること。
- ・雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。

(iii)個別の施設の説明

(ア)その他の修景施設とは

滝、つき山、彫像、灯籠等

(イ)屋外運動場とは

野球場、陸上競技場、サッカー場、水泳プール等

(ウ)広場とは

単なる空地や玄関前の車まわりのような場所でなく、休息、散歩、キャッチボール等の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているもの

(エ)屋内運動施設とは

体育館、アスレチックジム等（付属する観覧席、更衣室等を含む）

(オ) 教養文化施設とは

企業博物館、美術館、ホール等

(カ) 雨水浸透施設とは

浸透管、浸透ます、浸水性舗装された土地

(キ) 太陽光発電施設とは

太陽電池設置器具、変圧器等一連の機械又は装置

(ク) 駐車場、野菜畑等

- ・ 駐車場は環境施設とはなりません。
- ・ 野菜畑は緑地以外の環境施設となります。
- ・ 調整池は美観等の面で公園的な形態が整っていれば、環境施設となります。

(iv) 面積の測定方法

柵、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積とし、建築物の場合は水平投影面積とし、地中埋設物にあっては地表に出ている面積を測定することとします。

⑧ 環境施設の配置（工場立地に関する準則第4条）

(i) 配置の割合

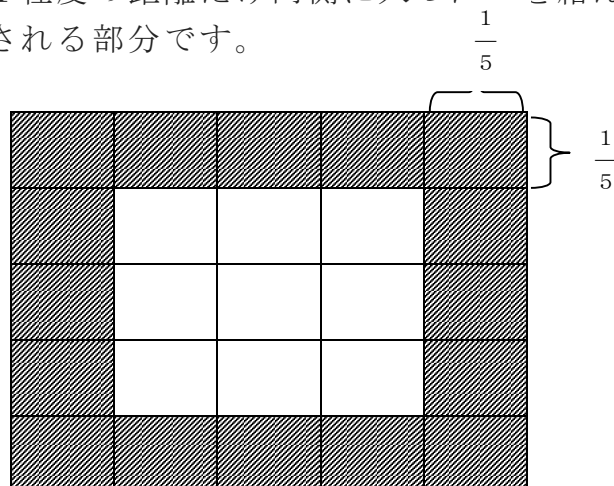
環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうち、その面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行わなければなりません。

(ii) 工場立地法地域準則条例制定の場合の取り扱い

下関市工場立地法地域準則条例を定めていることから、「工業地域・工業専用地域」及び「市街化区域以外の区域」については(i)の割合は、100分の10以上となります。

(iii) 敷地の周辺部とは

敷地の周辺部とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分です。



⑨生産施設面積率の割合（工場立地に関する準則第1条別表第1）

生産施設の面積の敷地面積に対する割合は以下の業種区分に応じた割合以下の割合となります。

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積に 対する割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30 / 100
第二種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸件製造業	35 / 100
第三種	一般製材業及び伸鉄業	40 / 100
第四種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	45 / 100
第五種	鋼管製造業及び電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）	50 / 100
第六種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55 / 100
第七種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60 / 100
第八種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65 / 100

4. 届出が必要な場合

(1) 新設 (工場立地法第6条第1項)

特定工場の新設

※敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含みます。

(2) 変更

①昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は設置のための工事を実施していた者が平成49年6月29日以後最初に行う変更 (工場立地法附則第3条第1項)

②新設及び変更の届出をした者が、その後に行う変更

※軽微なものを除く。(事前相談により判断)

(工場立地法第8条第1項)

③その他変更

(i) 氏名等の変更 (工場立地法第12条)

届出をしている者が、氏名又は名称及び住所の変更があった場合

(ii) 地位の承継 (工場立地法第13条第3項)

届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者若しくは相続、合併により地位の承継があった場合

(3) 廃止

特定工場を廃止するときは、廃止後速やかに廃止届を提出して下さい。

5. 届出が必要ない場合 (工場立地法施行規則第9条第1項)

以下の場合には届出の必要はありませんが、次回の届出が必要となる変更の際に併せて行わなければなりません。

その際、変更内容が遺漏しないようにするためにも、届出を必要としない場合も、変更内容をご連絡願います。

①生産施設、緑地及び緑地以外の環境施設の面積並びに配置の変更が伴わない建築面積の変更の場合

(例) 駐車場や緑地又は緑地以外の環境施設でもない空きスペースに 倉庫、事務所等を建設する場合

②生産施設の撤去のみの場合

③生産施設の修繕等により増加する面積が30㎡未満の場合

- ④既存の生産施設をその状態のままで、緑地等の減少を伴わず他の場所に移設する場合
- ⑤保安上やむを得ない理由で速やかに行う必要があつて、緑地の減少が10㎡以下の場合
- ⑥緑地及び緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき又は移設であつて、それぞれの面積の減少を伴わない場合
- ⑦1階建の工場の上部へ工場を増設する場合で、生産施設面積に変更がない場合。ただし、1階部分を取り壊して跡地に建設する場合（スクラップアンドビルド）は届出が必要
- ⑧届出者の代表者が代わつた（代表取締役の交代等）だけの場合

6. 届出の時期（工場立地法第11条）

（1）実施の制限

届出の受理された日から90日間は、原則として工事に着手することができません。

ただし、例外的に工場立地法第9条の勧告に該当せず、市長が認めた場合は制限期間を短縮することが可能となります。

（2）工事着手について

①新設の場合

- ・敷地の造成工事を伴う場合は造成工事着手時点となります。
- ・造成工事を伴わない場合は建築物又は緑地若しくは緑地以外の環境施設の設置工事のうち最初の工事着手時点となります。

②変更の場合

- ・変更の工事を着手する時点。変更のために緑地等の撤去を行う場合においては、撤去を始める時点となります。

③売買により敷地面積が変更となる場合

- ・売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転登記の日となります。

7. 届出の書類

(1) 届出書類一覧表

番号	様式	届出書類の名称	新設	変更	既存工場 が最初に 行う変更
1	様式第1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）	○	○	○
2	様式B	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮 申請書（一般用）	※	※	※
3	別紙1	特定工場における生産施設の面積	○	○	○
4	別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	○	○	○
5	別紙3	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	○	※	○
6	別紙4	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	○	※	○
7	様式例第1	事業概要説明書	○	○	○
8	様式例第2	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他主要施設の配置図	○	○	○
9	様式例第3	特定工場用地利用状況説明書	○	△	○
10	様式例第4	特定工場の新設等のための工事の日程	○	○	○
11		特定工場新設（変更）届出についての補足説明書 【一般用】 【団地特例用】	○	○	○
12		委任状	※	※	※
13	様式第3	氏名（名称、住所）変更届出書	—	△	—
14	様式第4	特定工場承継届出書	※	—	※
15		特定工場等施設廃止届	—	※	※

○提出書類 △変更があった場合提出 ※該当する場合提出

(2) 届出のあて先及び部数

①あて先 下関市長

②提出部数 提出部数は1部ですが、副本も1部作成して下さい。